

◎「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」新旧対照表
 (令和3年4月20日厚生労働省発保0420第6号厚生労働事務次官通知別紙)

傍線部分は改正箇所

新			旧														
別紙 国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱 1～14 (略)			別紙 国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱 1～14 (略)														
1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費												
特定健康診査	次により算定した額の合計額 実施方法別に次表の基準単価に厚生労働大臣の認めた実施人員を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施方法</th> <th>基準単価 (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的な健診項目のみ実施</td> <td>円 <u>1,668</u></td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</td> <td><u>1,755</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施方法	基準単価 (注)	基本的な健診項目のみ実施	円 <u>1,668</u>	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	<u>1,755</u>	特定健康診査の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	特定健康診査	次により算定した額の合計額 実施方法別に次表の基準単価に厚生労働大臣の認めた実施人員を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施方法</th> <th>基準単価 (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的な健診項目のみ実施</td> <td>円 <u>1,660</u></td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</td> <td><u>1,840</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施方法	基準単価 (注)	基本的な健診項目のみ実施	円 <u>1,660</u>	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	<u>1,840</u>	特定健康診査の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金
実施方法	基準単価 (注)																
基本的な健診項目のみ実施	円 <u>1,668</u>																
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	<u>1,755</u>																
実施方法	基準単価 (注)																
基本的な健診項目のみ実施	円 <u>1,660</u>																
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	<u>1,840</u>																
(以下略)			(以下略)														

別紙様式第 1

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇国民健康保険組合理事長 ー

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本
 - (2) その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額 金 円 (A)

前回までの
交付決定額 金 円 (B)

差引今回変
更増△減額 金 円 (A) - (B)

別紙様式第 1

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇国民健康保険組合理事長 印

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本
 - (2) その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額 金 円 (A)

前回までの
交付決定額 金 円 (B)

差引今回変
更増△減額 金 円 (A) - (B)

(1) 特定健康診査経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	基準額		対象経費支出予定額		金額 円
	実施人員 人	基準単価 円	(A)欄の内訳 所要額 円	(B)欄の内訳 金額 円	
特定健康診査			報酬、共済費、専念、借債費	1式 X	=
			前費	1式 X	=
			消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	1式 X	=
			定額費	1式 X	=
			委託料	1式 X	=
			使用料及び賃借料	1式 X	=
			負担金	1式 X	=
			実施人員	人	
			単価実施	人	
			合計	人	1,940
対象者数 (A)	基本項目のみ 人	1,600	基本項目のみ 人		
組合員	基本項目+特種項目 人	1,940	基本項目+特種項目 人		
交表					
合計					

※ 当年度の4月1日現在における対象者数
※ 実施人員数ではない

(1) 特定健康診査経費別内訳

(注) 1 対象者数は、当年度の4月1日における対象者数を記入すること。(例外規定に該当することが明らかでない場合は除外すること。)

2 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、特定健康診査の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費支出予定額」欄の委託料は、実施機関からの請求(見込)額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳 (略)

(1) 特定健康診査経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	基準額		対象経費支出予定額		金額 円
	実施人員 人	基準単価 円	(A)欄の内訳 所要額 円	(B)欄の内訳 金額 円	
特定健康診査			報酬、共済費、専念、借債費	1式 X	=
			前費	1式 X	=
			消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	1式 X	=
			定額費	1式 X	=
			委託料	1式 X	=
			使用料及び賃借料	1式 X	=
			負担金	1式 X	=
			実施人員	人	
			単価実施	人	
			合計	人	1,765
対象者数 (A)	基本項目のみ 人	1,600	基本項目のみ 人		
組合員	基本項目+特種項目 人	1,765	基本項目+特種項目 人		
交表					
合計					

※ 当年度の4月1日現在における対象者数
※ 実施人員数ではない

(注) 1 対象者数は、当年度の4月1日における対象者数を記入すること。(例外規定に該当することが明らかでない場合は除外すること。)

2 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、特定健康診査の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費支出予定額」欄の委託料は、実施機関からの請求(見込)額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳 (略)

別紙様式第1 別紙(略)

(1) 特定健康診査経費別内訳

別紙様式第2

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 ー

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
交付申請書の提出について

標記について、管内国民健康保険組合理事長から「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、とりまとめて提出する。

(添付書類)

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額調書 (別紙)

別紙様式第2 別紙 (略)

別紙様式第2

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
交付申請書の提出について

標記について、管内国民健康保険組合理事長から「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、とりまとめて提出する。

(添付書類)

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額調書 (別紙)

別紙様式第2 別紙 (略)

別紙様式第3

番 号

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
交付決定通知書

〇〇国民健康保険組合

年 月 日第 号で申請のあった 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条 〔第1項の規定により 年 月 日厚生 第3項の規定により 年 月 日厚生 労働省発保第 号をもって、 労働省発保第 号をもって、修正のうえ(注)修正交付決定をする場合〕 次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

年 月 日

都道府県知事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、 年 月 日厚生労働省発保第 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、〔 年 月 日申請書記載のとおりである。〕 2のとおりである。(注)修正交付決定をする場合
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円

別紙様式第3

番 号

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
交付決定通知書

〇〇国民健康保険組合

年 月 日第 号で申請のあった 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条 〔第1項の規定により 年 月 日厚生 第3項の規定により 年 月 日厚生 労働省発保第 号をもって、 労働省発保第 号をもって、修正のうえ(注)修正交付決定をする場合〕 次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

年 月 日

都道府県知事 印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、 年 月 日厚生労働省発保第 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、〔 年 月 日申請書記載のとおりである。〕 2のとおりである。(注)修正交付決定をする場合
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円

3 事業に要する経費及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

<u>区分</u>	<u>事業に要する経費</u>		<u>補助金の額</u>	
<u>特定健康診査</u>	<u>金</u>	<u>円</u>	<u>金</u>	<u>円</u>
<u>特定保健指導</u>	<u>金</u>	<u>円</u>	<u>金</u>	<u>円</u>

4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

5 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

6 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

番 号

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
変更交付決定通知書

〇〇国民健康保険組合

年 月 日厚生労働省発保第 号で交付決定された 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金については、年 月 日第 号申請に基づき、
〔 決定の内容の一部を
修正のうえ決定の内容の一部を (注) 修正交付決定をする場合 〕 次のとおり変更することに決定されたので通知する。

年 月 日

都道府県知事

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、年 月 日厚生労働省発保第 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は、
〔 年 月 日申請書記載のとおりである。 〕
2 のとおりである。(注) 修正交付決定をする場合

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額)		
補助金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円
(今回減少額)		

番 号

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
変更交付決定通知書

〇〇国民健康保険組合

年 月 日厚生労働省発保第 号で交付決定された 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金については、年 月 日第 号申請に基づき、
〔 決定の内容の一部を
修正のうえ決定の内容の一部を (注) 修正交付決定をする場合 〕 次のとおり変更することに決定されたので通知する。

年 月 日

都道府県知事 印

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、年 月 日厚生労働省発保第 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は、
〔 年 月 日申請書記載のとおりである。 〕
2 のとおりである。(注) 修正交付決定をする場合

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額)		
補助金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円
(今回減少額)		

3 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

3 事業に要する経費及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区分	事業に要する経費	補助金の額
特定健康診査	金 円	金 円
	内今回増加額 (今回減少額)	内今回増加額 (今回減少額)
	金 円	金 円
特定保健指導	金 円	金 円
	内今回増加額 (今回減少額)	内今回増加額 (今回減少額)
	金 円	金 円

4 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

別紙様式第4

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇国民健康保険組合理事長 印

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
 - (2) その他参考となる資料

別紙様式第4

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇国民健康保険組合理事長 印

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
 - (2) その他参考となる資料

(1) 特定健康診査経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	基準額			対象経費の支支出額		金額 円
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円	(A)欄の内訳		
特定健康診査				報酬、共済費、基金、積立費		1式 X =
				旅費		1式 X =
				需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料		1式 X =
				投資費 通信運搬費、手数料、保険料		1式 X =
				委託料		1式 X =
				使用料及び賃借料		1式 X =
				負担金		1式 X =
				基本項目のみ 単独実施		1,800
				基本項目+詳細項目		1,840
				合計		人
合計		人	対象経費の支支出額		(B)欄の内訳	金額 円

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかでない場合は除外すること。)

2 「対象経費の支支出額」欄の実施人員は、特定健康診査実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費の支支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳 (略)

別紙様式第4 別紙 (略)

(1) 特定健康診査経費別内訳

(1) 特定健康診査経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	基準額			対象経費の支支出額		金額 円
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円	(A)欄の内訳		
特定健康診査				報酬、共済費、基金、積立費		1式 X =
				旅費		1式 X =
				需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料		1式 X =
				投資費 通信運搬費、手数料、保険料		1式 X =
				委託料		1式 X =
				使用料及び賃借料		1式 X =
				負担金		1式 X =
				基本項目のみ 単独実施		1,600
				基本項目+詳細項目		1,735
				合計		人
合計		人	対象経費の支支出額		(B)欄の内訳	金額 円

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかでない場合は除外すること。)

2 「対象経費の支支出額」欄の実施人員は、特定健康診査実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費の支支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳 (略)

別紙様式第4 別紙 (略)

(1) 特定健康診査経費別内訳

別紙様式第5

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 ー

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金に係る
事業実績報告書の提出について

標記について、管内国民健康保険組合理事長から事業実績報告書の提出があったが、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

(添付書類)

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額調書 (別紙)

別紙様式第5 別紙 (略)

別紙様式第5

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金に係る
事業実績報告書の提出について

標記について、管内国民健康保険組合理事長から事業実績報告書の提出があったが、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

(添付書類)

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額調書 (別紙)

別紙様式第5 別紙 (略)

別紙様式第6

番 号

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
交付額確定通知書

〇〇国民健康保険組合

年 月 日第 号で交付決定通知した 年度国民健康保険組合
特定健康診査・保健指導国庫補助金については、 年 月 日第 号事業
実績報告に基づき 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって交付額が
金_____円に確定されたので通知する。

（ なお、超過交付となった国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
金 _____円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭
和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、 年 月 日までに返
還することを命ぜられたので通知する。 ）

年 月 日

都道府県知事 _____

別紙様式第6

番 号

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
交付額確定通知書

〇〇国民健康保険組合

年 月 日第 号で交付決定通知した 年度国民健康保険組合
特定健康診査・保健指導国庫補助金については、 年 月 日第 号事業
実績報告に基づき 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって交付額が
金_____円に確定されたので通知する。

（ なお、超過交付となった国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
金 _____円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭
和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、 年 月 日までに返
還することを命ぜられたので通知する。 ）

年 月 日

都道府県知事 印

別紙様式第7

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補 助 事 業 者 名 _____

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発 第 号により交付決定を受けた
年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金に係る消費
税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179
号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)
金 円

3 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料、2の金額の精算の内
訳等)を添付する。

別紙様式第7

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補 助 事 業 者 名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発 第 号により交付決定を受け
た 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金に係る消
費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179
号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)
金 円

3 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料、2の金額の精算の内
訳等)を添付する。